

令和6年3月つくば市議会定例会提出案件等一覧

・報告2件 ・議案38件 計40件

【報告2件】

案件名	概 要	所管課
報告第35号 専決処分事項の報告 について (専決処分第24号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和5年12月27日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事 故) 相手方がつくば市道5-2946号線からつくば市道5-2943号 線に左折して侵入しようとした際、道路側溝の蓋不全によ り、相手方車両左側のサイドバンパー、スライドドア下部及 びリアバンパーを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 2万4,527円	建設部 道路管理課
報告第36号 専決処分事項の報告 について (専決処分第25号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和5年12月27日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事 故) つくば市道5-1132号線において、道路法面から道路上に 張り出した雑木により、相手方車両左側のフロントフェンダ ー及び助手席ドアを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 2万7,398円	建設部 道路管理課

【議案 38 件】

案件名	概 要	所管課
<p>議案第 124 号 令和 5 年度つくば 市一般会計補正予 算 (第 7 号)</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 6 億 1,511 万 6,000 円増額し、総額を 1,184 億 9,039 万 1,000 円とする。</p> <p>繰越明許費の追加 1 件</p> <p>【主な歳入内訳】 1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6 億 1,511 万 6,000 円 (国 10/10)</p> <p>【主な歳出内訳】 1 物価高騰対応重点支援給付金事業 (低所得者支援分) (社会福祉課) 物価高騰に伴う影響を受けている低所得世帯 (住民税均等割のみ課税世帯) に対し、1 世帯当たり 10 万円を給付する。また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯と同一世帯の 18 歳以下の子ども一人あたり 5 万円を給付する。</p> <p>補正予算額 6 億 1,511 万 6,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 125 号 令和 5 年度つくば 市一般会計補正予 算 (第 8 号)</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 33 億 8,915 万 6,000 円増額し、総額を 1,218 億 7,954 万 7,000 円とする。</p> <p>継続費の変更 11 件 繰越明許費の追加 24 件 繰越明許費の変更 3 件 債務負担行為の追加 1 件 債務負担行為の変更 31 件 地方債の追加 4 件 地方債の変更 25 件</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 保育所等運営費負担金 (国) 1 億 6,778 万 4,000 円</p> <p>2 財政調整基金繰入金 6 億 7,920 万 6,000 円</p> <p>3 学校教育施設整備基金繰入金 4 億 958 万 8,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 民間保育所運営委託料 (幼児保育課) 3 億 5,512 万円</p> <p>2 (仮称) 新桜学校給食センター建設工事 (健康教育課) 18 億 5,240 万円</p> <p>3 小学校空調設備設置工事 (教育施設課) 12 億 3,588 万 9,000 円</p> <p>その他、事業等の確定に伴う不用額の減額を行う。</p>	<p>財務部 財政課</p>
--	---	--------------------

<p>議案第 126 号 令和 5 年度つくば市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p>	<p>歳入歳出予算を 585 万 9,000 円増額し、総額を 192 億 2,398 万 6,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 350 万円</p> <p>2 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 278 万 5,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 国民健康保険支払準備基金積立金（国民健康保険課） 585 万 9,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 127 号 令和 5 年度つくば市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p>	<p>歳入歳出予算を 2 億 3,065 万 3,000 円増額し、総額を 28 億 553 万 3,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 後期高齢者医療保険料 2 億 1,917 万 2,000 円</p> <p>2 保険基盤安定繰入金 901 万 5,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 後期高齢者医療広域連合納付金（医療年金課） 2 億 2,818 万 7,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 128 号 令和 5 年度つくば 市水道事業会計補 正予算 (第 4 号)</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 5 年度における業務の予定量を変更し、収益的支出及び資本的収支等を次のとおりとする。</p> <p>【収益的支出】 水道事業費用 54 億 9,116 万 3,000 円 (1,300 万円減)</p> <p>《主な理由》 上下水道料金徴収業務委託の契約締結に伴う入札差金による減</p> <p>【資本的収入及び支出】 資本的収入 26 億 1,859 万 6,000 円 (5,684 万円減)</p> <p>《主な理由》 消火栓設置工事数の減少による減、入札差金等による企業債の減</p> <p>資本的支出 41 億 176 万 5,000 円 (6,033 万 7,000 円減)</p> <p>《主な理由》 消火栓設置工事数の減少による減、委託費の入札差金等による減</p> <p>【債務負担行為の変更 4 件】 契約締結に伴う契約額の確定により、債務負担行為 4 件の限度額の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 上下水道料金徴収業務委託 (補正前) 12 億 7,159 万 9,000 円 (補正後) 10 億 1,994 万 4,000 円 ・ 5 浄配水場施設運転管理等業務委託 (補正前) 13 億 7,337 万 2,000 円 (補正後) 13 億 5,300 万 2,000 円 ・ 5 AED メンテナンスリース (補正前) 31 万 3,000 円 (補正後) 31 万 9,000 円 ・ 5 給水タンク車購入 (補正前) 2,067 万 2,000 円 (補正後) 1,912 万円 	<p>上下水道局 水道総務課</p>
---	--	------------------------

<p>議案第 129 号 令和 5 年度つくば 市下水道事業会計 補正予算（第 3 号）</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 5 年度における業務の予定量を変更し、収益的収支、資本的収支、継続費を次のとおりとする。</p> <p>【収益的収入及び支出】 収入 109 億 6,694 万 3,000 円（775 万円減） 《主な理由》 国庫補助金の内示割れに伴う減</p> <p>支出 107 億 853 万 2,000 円（1,550 万円減） 《主な理由》 国庫補助金の内示割れに伴う管路管理費の減</p> <p>【資本的収入及び支出】 収入 37 億 4,719 万 3,000 円（7,727 万円減） 《主な理由》 事業費の減額に伴う建設企業債の減 国庫補助金の内示割れに伴う減</p> <p>支出 57 億 1,668 万 1,000 円（8,553 万 9,000 円減） 《主な理由》 国庫補助金の内示割れに伴う管路建設改良費の減</p> <p>【継続費の変更】 1 件 下水道事業経営戦略改訂業務委託 関係機関との調整によるもの （補正前）令和 4 年度から令和 5 年度まで （補正後）令和 4 年度から令和 6 年度まで</p>	<p>上下水道局 下水道総務 課</p>
---	---	------------------------------

<p>議案第 130 号 令和 6 年度つくば 市一般会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算の総額を 1,118 億 400 万円とする。</p> <p>継続費の設定 20 件 債務負担行為の設定 65 件 地方債の設定 78 件</p> <p>前年度比 32 億 9,400 万円増 (3.0%増)</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 市税 526 億 6,426 万 4,000 円 2 国庫支出金 187 億 200 万 7,000 円 3 市債 104 億 5,200 万円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 131 号 令和 6 年度つくば 市国民健康保険特別 会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(国民健康保険課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 190 億 6,784 万円とする。</p> <p>前年度比 2 億 7,979 万 8,000 円増 (1.5%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 132 号 令和 6 年度つくば 市後期高齢者医療 特別会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(医療年金課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 30 億 9,436 万 6,000 円とする。</p> <p>前年度比 5 億 6,835 万 6,000 円増 (22.5%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 133 号 令和 6 年度つくば 市作岡財産区特別 会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(財政課)</p> <p>歳入歳出予算の総額を 11 万 5,000 円とする。</p> <p>前年度比増減額 0 円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 134 号 令和 6 年度つくば市等公平委員会特別会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(法務課) 歳入歳出予算の総額を 103 万 5,000 円とする。</p> <p>前年度比 5 万 3,000 円増 (5.4%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 135 号 令和 6 年度つくば市介護保険事業特別会計予算</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>(介護保険課) 歳入歳出予算の総額を 147 億 2,220 万 1,000 円とする。</p> <p>債務負担行為の設定 1 件</p> <p>前年度比 2 億 3,128 万 3,000 円増 (1.6%増)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 136 号 令和 6 年度つくば市水道事業会計予算</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 6 年度における業務予定量を定め、収益的収支及び資本的収支等について次のとおりとする。</p> <p>【収益的収入及び支出】</p> <p>水道事業収益 62 億 6,310 万 7,000 円 前年度比 961 万 6,000 円 (0.15%) 増</p> <p>《主な内訳》 営業収益 (水道料金等) 57 億 47 万 3,000 円</p> <p>水道事業費用 57 億 4,202 万 2,000 円 前年度比 2 億 4,068 万円 (4.37%) 増</p> <p>《主な内訳》 営業費用 (動力費、修繕費、減価償却費等) 54 億 7,851 万 2,000 円</p> <p>【資本的収入及び支出】</p> <p>資本的収入 27 億 1,800 万 6,000 円 前年度比 4,257 万円 (1.6%) 増</p> <p>《主な内訳》 企業債 (配水施設整備費、施設改良費) 24 億 990 万円</p> <p>資本的支出 50 億 2,055 万 2,000 円 前年度比 8 億 3,995 万 1,000 円 (20.10%) 増</p> <p>《主な内訳》 建設改良費 (施設整備費、施設改良費等) 42 億 132 万 5,000 円</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>

<p>議案第 137 号 令和 6 年度つくば 市下水道事業会計 予算</p> <p>地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>令和 6 年度における業務の予定量を定め、収益的収支及び資本的収支を次のとおりとする。</p> <p>【収益的収入及び支出】 収入 107 億 3,194 万 9,000 円 前年度比 2 億 1,175 万円減 (1.9%減) 《主な内訳》 営業収益 (下水道使用料等) 52 億 1,802 万 2,000 円</p> <p>支出 104 億 80 万 6,000 円 前年度比 3 億 826 万 9,000 円減 (2.9%減) 《主な内訳》 営業費用 (流域下水道費、減価償却費等) 98 億 3,204 万 1,000 円</p> <p>【資本的収入及び支出】 収入 45 億 3,374 万 4,000 円 前年度比 7 億 928 万 1,000 円増 (18.5%増) 《主な内訳》 企業債 (新設及び改築・更新事業等) 32 億 4,210 万円 補助金 (国庫補助金等) 8 億 8,737 万 3,000 円</p> <p>支出 65 億 3,387 万 9,000 円 前年度比 7 億 3,165 万 9,000 円増 (12.6%増) 《主な内訳》 建設改良費 (管路建設改良費等) 42 億 8,679 万 4,000 円 企業債償還金 22 億 4,552 万 3,000 円</p>	<p>上下水道局 下水道総務 課</p>
--	---	------------------------------

<p>議案第 138 号 つくば市監査委員 条例の一部を改正 する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>地方自治法の一部改正により生じた引用条項番号のずれを改めるとともに、例月現金出納検査の実施日について現状に即した内容に改めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例月現金出納検査の実施日を「毎月 27 日及び 28 日」から「毎月 28 日」に改める。 ・第 8 条の引用条項のずれを改める。 	<p>監査委員事 務局</p>																
<p>議案第 139 号 つくば市職員の育 児休業等に関する 条例の一部を改正 する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対して勤 勉手当の支給が可能となることに伴い、基準日に育児休業を 取得している会計年度任用職員についても、勤務した期間が ある職員には、勤勉手当を支給できるようにするため、条例 の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日に育児休業を取得している会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、勤勉手当を支給できるよう改める。 	<p>総務部 人事課</p>																
<p>議案第 140 号 つくば市議会の議 員の議員報酬及び 費用弁償等に関する 条例の一部を改正 する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>つくば市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議員報 酬の額を改定するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬月額を改める。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(改正前)</th> <th></th> <th style="text-align: center;">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">54 万 7,000 円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">69 万 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">48 万円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">62 万 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">44 万 7,000 円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">58 万 4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		(改正前)		(改正後)	議長	54 万 7,000 円	→	69 万 8,000 円	副議長	48 万円	→	62 万 6,000 円	議員	44 万 7,000 円	→	58 万 4,000 円	<p>総務部 人事課</p>
	(改正前)		(改正後)															
議長	54 万 7,000 円	→	69 万 8,000 円															
副議長	48 万円	→	62 万 6,000 円															
議員	44 万 7,000 円	→	58 万 4,000 円															
<p>議案第 141 号 つくば市職員の給 与に関する条例の 一部を改正する条 例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>保育所等に勤務する職員の給食費を給与から控除できるよ うにするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正す るもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において現金で集金されている毎月の給食費を、給与から控除できるよう改める。 	<p>総務部 人事課</p>																

<p>議案第 142 号 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるよう改める。</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>議案第 143 号 つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>戸籍法の一部改正に伴い、条例に規定する事務内容や手数料を変更するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行、届書等情報内容証明書の交付を可能とする。</p>	<p>市民部 市民窓口課</p>
<p>議案第 144 号 つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料を改める。</p>	<p>消防本部 予防広報課</p>
<p>議案第 145 号 つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・第1条及び第2条の引用条項のずれを改める。</p>	<p>総務部 人事課</p>

<p>議案第 146 号 つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の重要事項に関して書面の掲示等を義務付けている規定について、当該掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。 交付又は提出する書面に関して磁気ディスク、シーディーROM等の特定の記録媒体を指定する規定について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。 	<p>こども部 幼児保育課</p>
<p>議案第 147 号 つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、中核市の長を追加する。 放課後児童支援員認定資格研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなす経過措置について、修了期限を「令和7年3月31日まで」から「業務に従事することとなった日から2年以内」に改める。 	<p>こども部 こども育成課</p>
<p>議案第 148 号 つくば市指定地域密着型サービスの指定基準に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者の兼務範囲を明確化する。 重要事項の交付における電磁的方法の記載内容を見直す。 身体的拘束等の適正化の推進について規定する。 重要事項のウェブサイト掲載義務付けについて規定する。 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けについて規定する。 協力医療機関との連携体制の構築について規定する。 緊急時の対応方法の定期的な見直しの義務付けについて規定する。 ユニットケアの質の向上について規定する。 	<p>福祉部 高齢福祉課</p>

<p>議案第 149 号 つくば市指定地域密着型介護予防サービスの指定基準等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の兼務範囲を明確化する。 ・重要事項の交付における電磁的方法の記載内容を見直す。 ・身体的拘束等の適正化の推進について規定する。 ・重要事項のウェブサイト掲載義務付けについて規定する。 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けについて規定する。 ・協力医療機関との連携体制の構築について規定する。 	<p>福祉部 高齢福祉課</p>
<p>議案第 150 号 つくば市指定居宅介護支援事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー 1 人あたりの取扱件数を見直す。 ・管理者の兼務範囲を明確化する。 ・公正中立性の確保のための取組の見直しを規定する。 ・身体的拘束等の適正化の推進について規定する。 ・モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用について規定する。 ・重要事項のウェブサイト掲載義務付けについて規定する。 ・重要事項の交付における電磁的方法の記載内容を見直す。 	<p>福祉部 高齢福祉課</p>

<p>議案第 151 号 つくば市指定介護 予防支援事業者の 指定基準等に関す る条例の一部を改 正する条例につい て</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員配置 について規定する。 ・ 指定居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の利用料の 受領について規定する。 ・ サービス利用の説明及び同意の必要性について規定す る。 ・ 重要事項のウェブサイト掲載義務付けについて規定す る。 ・ 身体的拘束等の適正化の推進について規定する。 ・ モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用について 規定する。 ・ 市町村に対する情報提供について規定する。 ・ 重要事項の交付における電磁的方法の記載内容を見直 す。 	<p>福祉部 高齢福祉課</p>
<p>議案第 152 号 つくば市介護保険 条例の一部を改正 する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>第 9 期介護保険計画（令和 6 年度から令和 8 年度まで）に 見込まれる介護給付費の財源として保険料額を改めるととも に公費による低所得者保険料軽減を行うため、条例の一部を 改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 9 期介護保険計画の保険料基準額（年額）は、第 8 期介 護保険計画と同じく「16 段階・基準額 72,600 円」とし、 低所得者（第 1 段階から第 3 段階）については、国の定め る乗率、公費による軽減を行う。 	<p>保健部 介護保険課</p>

<p>議案第 153 号 つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地区計画を定めた区域における建築物の制限を行う地区を追加するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・吾妻第五地区地区計画の決定により、都市計画で定めた地区計画に基づく建築物の制限を追加する。</p>	<p>都市計画部 建築指導課</p>
<p>議案第 154 号 つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>建築基準法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・耐火建築物の要件に対する「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。</p>	<p>都市計画部 建築指導課</p>
<p>議案第 155 号 つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・第5条の引用条項のずれを改める。</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
<p>議案第 156 号 つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>水道法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・第4条及び第32条中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。</p>	<p>上下水道局 上下水道業務課</p>
<p>議案第 157 号 つくば市下水道条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>下水道工事の指定工事店の指定の有効期間を延ばすため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・指定工事店の指定の有効期間を3年から5年に改める。</p>	<p>上下水道局 上下水道業務課</p>

<p>議案第 158 号 市道路線の認定について</p> <p>道路法第 8 条第 2 項</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償及び払下げに伴う路線の再編成のため、全 8 路線（手代木、南中妻、梶内、市之台、大井）の市道を認定するもの</p> <p>路線延長 1,727.5m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 159 号 市道路線の変更について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道整備による路線の再編成、道路改良による起点位置変更、道路の一部払下げ及び認定漏れによる終点位置を変更するため、全 7 路線（筑波、安食、上里、手代木、大井）の市道を変更するもの</p> <p>路線延長（旧）3,092.5m （新）2,440.9m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 160 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>TX 沿線において、良好な市街地の形成を図ることを目的とし、平成 13 年 3 月に締結した「つくば地区の土地区画整理事業〔萱丸、島名・福田坪、葛城、上河原崎・中西、中根・金田台〕の推進に関する覚書」に基づき、都市公園用地を取得するもの</p> <p>1 所在地 つくば市みどりの中央 26 番 1 2 面積 6,311 m² 3 金額 2 億 4,297 万 3,500 円 4 相手方 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県知事 大井川 和彦</p>	<p>建設部 公園・施設課</p>
<p>議案第 161 号 和解について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 12 号</p>	<p>相手方車両がつくば市道 5-1799 号線からつくば市道 5-1752 号線に左折して出ようとした際、ハンドル操作を誤って歩道上の分電盤に衝突し、これを損傷させた事故について、当事者間で合意に達したため、和解するもの</p> <p>和解の概要</p> <p>(1) 相手方はつくば市に対し、金 11,866,704 円を支払う。 (2) 本件事故との因果関係が認められる損害が新たに発生した場合、相手方がその費用を負担する。 (3) つくば市は、その余の請求を放棄する。 (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。</p>	<p>建設部 道路管理課</p>